

健保ニュース

第340号

平成29年7月7日

トプコン 健康保険組合

「健康保険被扶養者確認調書」について

被扶養者資格確認を行いますのでご協力をお願いいたします。

パート等で年収130万円以上の方、子供が就職して他の健康保険被保険者になられた方で被扶養者となっている等、家族の生活環境の変化にともなう健康保険上の手続きを忘れているケースがあります。

そこで健保組合では、保険給付に要する費用を適正に支出し、財政の健全化を図るため、毎年定期的に健康保険被扶養者確認を実施しております。調査にあたっては平成14年4月1日以前生まれの被扶養者がいる方が対象となり、健保組合からの確認調書と必要な証明書類を提出していただくことになります。公正、公平かつ厳正な被扶養者認定の実現のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 確認調書配付対象者

トプコン本社《オプト》《トサ》《TPJ》《テクノ》《山形》《TMJ》
《GS》《ソキア》《TVJ》

◆平成29年7月1日現在、平成14年4月1日以前生まれの被扶養者がいる方

2. 提出書類

「健康保険被扶養者確認調書」 及び証明書類

(健康保険被扶養者確認調書は7月13日までに各庶務担当者を通じ配付)

平成29年7月1日現在の被保険者確認台帳に基づき、平成14年4月1日以前生まれの被扶養者がいる方に健康保険被扶養者確認調書用紙を配付します。「健康保険被扶養者確認調書」の被扶養者欄に必要事項を記入後被保険者欄に捺印し、異動がある場合は赤ボールペンにて訂正し提出して下さい。後日、トプコン健康保険組合より手続きについてご連絡いたします。

なお、收入の無い配偶者については市区町村発行の非課税証明書の提出が必要になります。従つて対象者全員の証明書を添付していただきたくことになります。

※添付する証明書については「健康保険被扶養者確認調書に添付する書類」をご確認ください。

以下裏面

3. 被扶養者の範囲

- ①被保険者の直系尊属、配偶者、子、孫及び弟妹であって、主としてその被保険者の収入により生計を維持している方。
- ②被保険者の3親等内の親族であって、その被保険者と同一の世帯に属し、主として被保険者の収入により生計を維持している方。
- ③被保険者の配偶者であって婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様にある方の父母及び子で、被保険者と同一の世帯に属し、主として被保険者の収入により生計を維持している方。

4. 提出期限

平成29年7月31日（月）厳守 各庶務担当者を通じ提出して下さい。

※各人において、必ず添付書類を確認調書の裏面に糊で留め返信封筒を糊で留めて提出して下さい。

5. その他

- ①扶養認定において、個々に判断するため記載された資料以外で健保が必要と判断したものについては、後日資料提出依頼のある場合があります。認定調査に必要な資料ですので、健保から依頼がありましたら、お手数をかけることになりますが提出をお願い致します。
- ②被扶養者に本来該当しない人を被扶養者認定してしまうことは、健保組合財政に大きな影響を与える、将来的には保険料値上げなど、皆さんの負担増につながってしまいます。ぜひご理解いただきますようお願い致します。
- ③被扶養者確認調書を配付されていない方で、被扶養者の異動がある方は、トプコン健康保険組合又は各事業所担当へご相談下さい。

ご不明の点がありましたら トプコン健康保険組合（内線3591）電話03-3966-1244まで問合せ下さい。

以 上